

公 告

下記により入札を実施するので、防衛大学校における「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

- 1 入 札 方 式 一般競争入札
- 2 入 札 日 時 令和7年1月29日（水） 10時30分
- 3 入 札 場 所 防衛大学校本館1階 入札室
- 4 参 加 資 格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ関東・甲信越地域の参加資格を有する者であること。

(4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は防衛大学校長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

(7) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項及び第6項の規定により許可を受けている者。

(8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官等が定める入札参加資格者として、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）に基づき、別途配布する「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」の入札適合条件を満たす者であること。

(9) 入札前に現場説明を受けていること。
- 5 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 落札者が契約を結ばないときは、落札金額（入札書に記載した金額の110／100に相当する金額）の5／100に相当する金額を違約金として徴収します。
- 7 入 札 の 無 効

(1) 4の参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札。

(2) 郵便入札の場合、期限までに入札書が到着しなかった場合。
- 8 契約書又は請書作成の有無 有
- 9 契 約 条 項 役務請負契約条項・談合等の不正行為に関する特約条項・暴力団排除に関する特約条項・産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する特約条項

10 入札に付する事項

調達要求番号	品 名	規格・数量	履行場所	履行期間	そ の 他
管舎役27	廃棄物等の収集運搬処理（単価契約）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	仕様書のとおり	現場説明を受けた後、令和7年2月7日までに全省庁統一資格の写しを提出すること。

11 そ の 他

- (1) 落札判定は、予定数量に入札単価を乗じた金額の合計で判定するものとする。
- (2) 下請負について、原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

- (3) 郵便入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、入札書を内封筒に入れ、会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記し、書留、配達記録等にて、入札日前日 12 時 00 分（必着）までとする。宛名には担当者名（下部参照）を記載すること。また、発信者の責により到着の確認を行うこと。
- (4) 契約締結日までに令和 7 年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (5) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）、本公告に添付している「誓約書」、「適合証明書」、「環境配慮への取り組みに関する評価項目及び評価基準」、証明書類及び許可証の写しを提出すること。（提出期限：令和 7 年 1 月 22 日（水）12 時 00 分まで）
- (6) 入札案内（仕様書）の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
防衛大学校ホームページ（<https://www.mod.go.jp/nda/procurement/index.html>）参照
入札に関する事項：防衛大学校総務部会計課経理室調達係（担当：石岡） TEL 046-841-3810（内線 2054・2055）
役務の内容、現場説明に関する事項：防衛大学校総務部管理施設課総務係（担当：宮田、恒吉）TEL 同上（内線 2070）

見積(入札)書

調達要求番号		管舎役27	
品名	単位	契約単価	規格
廃棄物等の収集運搬処理	内訳書のとおり		内訳書のとおり
入札金額		¥	
登録番号		見積書有効期限	

契約単価欄には、見積もった契約金額の100/110(消費税抜)に相当する金額を記入します。

「入札及び契約心得」を承諾のうえ上記金額をもって見積り（入札）します。

なお次の条項により誠実に履行致します。

1. 履行期間
- 仕様書のとおり
2. 履行場所
- 仕様書のとおり
3. 履行条件
- 指示の都度履行いたします。
4. 履行数量
- 上記の単価で精算し履行数量に変更があっても損害の賠償の請求はいたしません。

令和7年1月29日

支出負担行為担当官
防衛大学校総務部長 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
連 絡 先

調達要求 番号		内 訳 書				
管舎役 27						
番号	品 名	規 格	単位	予定数量	単 価	金 額
1	廃棄物等の収集運搬処理					
2	廃棄物等収集運搬費		台	383		
3	一般廃棄物処分手数料	燃せるごみ	Kg	210,180		
4	産業廃棄物処分手数料	不燃ごみ	Kg	19,435		
5	産業廃棄物処分手数料	瓶・缶・ペットボトル	Kg	8,657		
6	産業廃棄物処分手数料	容器包装プラスチック	Kg	8,947		
7	産業廃棄物処分手数料	有機物付着容器包装プラスチック	Kg	13,580		
8	資源物処分手数料	オフィス古紙	Kg	24,789		
9	資源物処分手数料	新聞・雑誌・ダンボール	Kg	119,655		
10	資源物処分手数料	古着類	Kg	1		
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
		小	計			
		合	計			

誓約書

調達要求番号及び品名を記入する。

各公表方法を記入する。

公表方法

適合証明書等提出日から人札日まで
を記入する。

調達要求番号及び品名を
記入する。

URL : [http://www.ijerph.com](#)

年 月 日

印

誓 約 書

支出負担行為担当官

防衛大学校総務部長 殿

以下の項目について誓約します。

- (1) 調達要求番号： に提出される申請資料に虚偽の報告の無いこと。
- (2) 以下の項目について公表していること。

項 目	公 表 方 法
環境/CSR 報告書	
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	

- (3) 年 月 日から 年 月 日（入札日）までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 9 条の 3 第 1 号に規定する特定不利益処分を受けていないこと（書類提出日から入札日までは見込みである。この期間に特定不利益処分を受けた場合には、速やかに防衛大学校総務部長まで、特定不利益処分を受けたことを報告すること。）。
- (4) 事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表されている情報は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3. 3 公表事項」にある公表すべき事項がすべて公表されており、かつ、調達要求番号： の入札参加時において最新のものであること。
- (5) インターネット上で事業の透明性に係る情報については、以下に記載する URL をトップページとして公表していること。

URL : _____

年 月 日

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」

標記について、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）に基づく入札参加条件等は、下記のとおりです。条件等をお読みの上、入札参加を希望される場合は、別添の「適合証明書」に所要の事項を記入の上、入札日1週間前の1200までに防衛大学校調達係まで提出して下さい。

なお、同様の入札において、同一の「適合証明書」を提出され、配点等に変更がない場合は、その旨、調達係に連絡することで、提出を省略することができます。

記

次の配点表の要素に示す①から②に示す得点の合計が45点以上であること。

評価項目	評価基準	配点
① 事業者共通の取組		
1 環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施	10
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
3 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
(小計)		25
② 優良認定への適合状況 ^{注1}		
1 優良適正（遵法性） ^{注2}	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
2 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
3 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
4 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
5 財務体制の健全性 ^{注3}	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
(小計)		50
合 計		75

注1：優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定事業者は、「②優良認定への適合状況」の各項目を満点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。）は個別に評価する。

注2：優良適正（遵法性）について、新規参入から5年に満たない事業者は0点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。）については、－5点とする。

注3：財務体制の健全性について、直近3年間の自己資本比率及び経常利益金額等について評価し、当該期間において税・保険料については滞納していないことを要件とする。ただし、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、「直近3年」を事業参入の時点からの経過年数に読み替えるものとする。

- 添付資料：1 適合証明書
2 環境配慮への取組に関する評価項目及び評価基準
3 優良企業への適合状況に関する評価項目及び評価基準

【環境配慮への取組に関する評価項目及び評価基準】

事業者共通

評価項目	評価基準の細部
① 事業者共通の取組	
1 環境／C S R 報告書	環境/CSR 報告書を作成・公表していることを評価。 環境/CSR 報告書とは環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号。環境配慮促進法）第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画の策定及び削減目標の設定（総排出量、削減量、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む）を行うとともに、年間 1 回以上当該計画の実施状況及び目標の達成状況をウェブ等適切な方法により公表していることを評価。
3 全従業員への研修・教育	全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組（温室効果ガス等の排出削減のための措置を含む）等に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的（年間1 回以上）に各種研修・教育を実施（実施結果を記録に残すことが必要）していることを評価。

【優良基準への適合状況に関する評価項目及び評価基準】

事業者共通

評価項目	評価基準の細部
② 優良認定への適合状況	
1 優良適正（遵法性） ^{注1}	従前の産業廃棄物処理業の有効期間（優良確認の場合は申請日前5年間）において特定不利益処分 ^{注2} を受けていないこと。
2 事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
3 環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション 21 等の認証制度による認証を受けていること。
4 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムに加入していること。
5 財務体制の健全性 ^{注3}	①直前3 年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 ②直前3 年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 ③産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。 ④最終処分業者にあっては、特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

注1 優良適性（遵法性）については、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等を評価する観点から、特定不利益処分を5 年間受けていないことが適合条件となっている。このため、新規参入から 5 年に満たない事業者は得点を得られないこととなる。ただし、新規参入事業者と特定不利益処分を受けた事業者の評価の明確化を図るため、特定不利益処分を受けた時点から5 年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5 年未満の事業者を含む）については、優良適性（遵法性）の項目の点数を「マイナス『配点の50%』」とする。

事業に参入して5 年未満の事業者		事業に参入して5 年以上の事業者	
特定不利益処分を受けていない事業者	特定不利益処分を受けた事業者	特定不利益処分を受けていない事業者又は最後に特定不利益処分を受けてから5 年以上経過した事業者	最後に特定不利益処分を受けてから5 年未満の事業者
0 点	－ 5 点	1 0 点	－ 5 点

注2 特定不利益処分とは、廃棄物処理法施行規則第9条の3第1号イ～ハに掲げる不利益処分のことで、施設の許可取消処分の他、事業の停止命令や、施設の停止又は改善命令、不適正処理の改善又は措置命令等がある。

注3 財務体質の健全性については、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、本評価項目の自己資本比率及び経常利益金額等について、「直近3 年」を事業参入時点からの経過年数に読み替えるものとする。また、当該期間において税・保険料については滞納していないこと、最終処分業者の場合は維持管理積立金の積立てをしていることを要件とする。

適 合 証 明 書

年 月 日

支出負担行為担当官
防衛大学校 総務部長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

社印
印

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

評価項目	評価基準	点数
① 事業者共通の取組		
1 環境／C S R 報告書	環境／C S R 報告書の作成・公表を実施	
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	
3 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	
(小計)		
② 優良認定への適合状況		
1 優良適正（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	
2 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	
3 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	
4 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	
5 財務体制の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	
(小計)		
①+②の合計点数		

優良産廃処理業者認定制度に基づく認定を受けているか	優良認定事業者の認定の「有」・「無」	有・無
---------------------------	--------------------	-----

注1：「点数」欄には、別途配布する「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」の配点表により値を記入する。

注2：上記の条件を満たすことを証明する資料を添付すること。ただし、資料を添付することができない場合は、資料持参の上、官側の審査を受けることで、添付を省略できる。

【環境配慮への取組に関する評価項目及び評価基準】

事業者共通

評価項目	評価基準の細部	対応状況の細部
① 事業者共通の取組		
1 環境／CSR 報告書	環境/CSR 報告書を作成・公表していることを評価。 環境/CSR 報告書とは環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16 年法律第77号。環境配慮促進法）第2 条第4 項に規定する環境報告書をいう。	
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画の策定及び削減目標の設定（総排出量、削減量、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む）を行うとともに、年間1 回以上当該計画の実施状況及び目標の達成状況をウェブ等適切な方法により公表していることを評価。	
3 全従業員への研修・教育	全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組（温室効果ガス等の排出削減のための措置を含む）等に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的（年間1 回以上）に各種研修・教育を実施（実施結果を記録に残すことが必要）していることを評価。	

【優良基準への適合状況に関する評価項目及び評価基準】

事業者共通

評価項目	評価基準の細部	対応状況の細部
② 優良認定への適合状況		
1 優良適正（遵法性）	従前の産業廃棄物処理業の有効期間（優良確認の場合は申請日前5年間）において特定不利益処分を受けていないこと。	
2 事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設的能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。	
3 環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション 21 等の認証制度による認証を受けていること。	
4 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムに加入していること。	
5 財務体制の健全性	①直前3 年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が 10%以上であること。	
	②直前3 年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。	
	③産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。	
	④最終処分業者にあつては、特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。	

環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する評価基準への対応状況の細部について、上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

社印

印